

秋田市創業支援補助金

秋田市内で法人を設立して新たな事業を開始しようとするかたに対して費用の一部を補助します。(創業間もない個人事業主のかたの事業拡大に伴う法人成りも対象となります。)

また、補助対象者が女性の場合は、補助率を引き上げし、女性の活躍を応援します。



- 補助率／50%
- 限度額／50万円

代表者が女性の場合は

女性の活躍
を応援！

- 補助率／75%
- 限度額／75万円

募集期間

平成28年4月1日から平成29年1月20日まで
随時募集中

※申請は毎月末締め、翌月上旬に審査会による審査を予定しております

補助の内容

初期投資や事業継続に必要な経費のうち、以下のものを補助します。

事業
拠点費

設備費

機械
器具費

広告
宣伝費

申請
手数料等

お問い合わせ先(申請書・事業内容等)

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部商工貿易振興課 創業支援担当
TEL 018-866-2429 FAX 018-866-2431
E-mail ro-inpr@city.akita.akita.jp

秋田市創業
支援補助金
HP



創業

をお考えのかたへ

一歩踏み出す勇氣応援します

秋田市創業支援補助金 募集概要

補助金交付対象者

本市において、法人を設立して新たな事業を開始しようとするかたのうち、次の全ての要件に該当するかた

- 1 優れた事業計画で本市産業の振興が期待できること。
- 2 事業の実現性および成長性が認められること。
- 3 創業が確実であること。
- 4 創業の模範となる事業であること。
- 5 市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。
- 6 次の要件をすべて満たしていること。
 - (1) 市税に滞納がないこと。
 - (2) 金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと。
 - (3) 個人事業主が法人となる場合（法人成り）は、事業の拡大を伴う場合であって、創業5年未満であること。
 - (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - (5) 国・県から補助金の交付を受けていないこと。

対象事業

創業を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などに該当しない業種を対象とする

提出書類

- 1 創業計画書
- 2 住民票および納税証明書（直近2年分の市民税、固定資産税）
- 3 事業拠点を示した地図、賃貸借および取得に係る見積書、設備改修、機械器具購入ならびに広告宣伝に要する経費の見積書等

補助金交付までの流れ



補助対象経費等

次に掲げるものを補助対象とし、補助率等は以下のとおり

- 1 創業支援補助金
補助率 50% 限度額 50万円
- 2 女性創業支援補助金
補助率 75% 限度額 75万円

事業拠点費

事業の拠点となる事務所や店舗の賃貸又は取得に要する経費

設備費

店舗および店舗の付帯設備の改造、改装に要する経費

機械器具費

パソコン、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、エアコン、業務用冷蔵庫、厨房機器、作業機械、車両などの創業に伴い必要となる機器、備品類（中古品は対象外、備品は単価3万円以上のもの）の購入経費

広告宣伝費

会社設立時や事業継続に必要なホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ作製等に要する経費

申請手数料等

会社設立に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費（登録免許税、印紙代、司法書士手数料）

秋田市ではこのほか、創業支援として以下の制度等を実施しております。詳細はお問い合わせください。

Aターン創業支援補助金

県外から秋田市に転入して3年以内のかた又はこれから転入して起業しようとするかたに対して、事業拠点費や生活拠点費、転居費用の一部を補助します。

事業拠点または生活拠点を取得する場合

補助率／50% 限度額／300万円

事業拠点または生活拠点を賃貸する場合

補助率／50% 限度額／100万円

チャレンジオフィスあきた

秋田市創業支援室「チャレンジオフィスあきた」は、完全個室型の貸しスペースで、使用料金は月1万円～5万円程度です。

■所在地 秋田市土崎港西三丁目9-15